

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市東海岸町 1 番地の 4

氏 名 浜田化学株式会社
代表取締役 岡野 嘉市第 14 条第 1 項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条の 2 第 1 項
の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6 年 10 月 26 日

許可の有効年月日 令和 11 年 10 月 25 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、政令 13 号物

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（水銀含有ばいじん等を含む。）

（以上 20 種類）

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 21 年 10 月 26 日 新規許可

令和 6 年 10 月 26 日 更新許可 第 3 回

令和 6 年 11 月 1 日 変更許可 種類の追加（燃え殻ほか 6 種類）、
石綿含有、水銀使用製品及び水銀含有ばいじん等（無→有）

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 有

（以下余白）



東京都